

徳島県社会福祉士会元副会長に対する

逮捕報道に関する会長声明

一般社団法人愛媛県社会福祉士会は、人々の尊厳を尊重し、住み慣れた地域の中で安心して共に暮らせる社会の実現に努めることを憲章で定めている社会福祉士国家資格を有する会員で構成される専門職団体です。

報道によりますと、徳島県社会福祉士会の元副会長が、5人の成年被後見人等の口座から計数百万円を着服し、逮捕されたとのこと。今後の捜査の進展により更に事実関係が明らかになると思われますが、この元副会長は既に家庭裁判所から成年後見人等を解任されており、また、これに先立ち徳島県から介護保険事業者の取り消し処分も受けているとのこと。

これらは、社会福祉士に対する信用はもとより成年後見制度に対する信頼を失わせるものであり、専門職としても社会の一員としても決して許されない行為です。当会にも成年後見人等として選任され、活動している会員がおりますが、その大多数が細やかに被後見人等と関わっております。同じ社会福祉士として強い憤りを感じるとともに、関係者のみなさまに多大なご不安をおかけしたことを心からお詫び申し上げます。

成年後見制度は、判断能力が不十分な状態であっても、その人らしく安心して暮らすことができるように支援するための制度です。倫理綱領の遵守を前提とした社会福祉士会会員が、被後見人等の権利を侵害することは絶対にあってはならないことです。

今後、本会は公益社団法人日本社会福祉士会とも連携しながら社会福祉士の倫理綱領のさらなる徹底に努めて参ります。

平成 28 年 11 月 15 日

一般社団法人 愛媛県社会福祉士会
会 長 井 上 俊